

3 春秋生存者叙勲

(1) 昭和52年の春の叙勲受章者（5名）

- 学校教育関係
 - 勲3等瑞宝章 野々山三郎（元県立会津高等学校長）
 - 勲4等瑞宝章 新妻 三郎（元県立福島女子高等学校長）
 - 勲4等瑞宝章 青木 勇夫（元県立会津若松商業高等学校長）
 - 勲5等双光旭日章 青木喜八郎（元福島市立福島第一小学校長）
 - 勲5等瑞宝章 石井 定衛（元勿来公民館長）

(2) 昭和52年の秋の叙勲受章者（8名）

- 学校教育関係
 - 勲4等旭日小綬章 丹治 嘉市（元県立郡山商業高等学校長）
 - 勲4等旭日小綬章 鈴木 勝利（元県立原町高等学校長）
 - 勲4等瑞宝章 中島 茂（元県立会津女子高等学校長）
 - 勲5等双光旭日章 三橋 重（元喜多方市教育委員会教育長）
 - 勲5等双光旭日章 岩谷 唯近（国見町教育委員会教育長）
 - 勲5等瑞宝章 菅野 増見（元須賀川市立第一中学校長）
 - 勲5等瑞宝章 芳賀 起美（元石川町立石川小学校長）
- 芸術文化関係
 - 勲4等瑞宝章 山口弥一郎（県文化財保護審議会委員）

4 褒 章

昭和52年度紺綬褒章の受章者（19名）

- 嶋原 秀司 埼玉県浦和市元町3丁目10の3
- 浅川 雪 石川郡浅川町大字里白石字寺の前51
- 太田 宏一 須賀川市諏訪町5
- 平信用金庫 いわき市平字二丁目10番地
- 千代田商事KK 東京都千代田区神田鍛冶町1の1
- 斎藤 亮一 東京都三鷹市上連雀1丁目10の1
- 車田 利雄 東白川郡塙町大字塙字本町33
- 滝田 卯吉 郡山市堂前町29の2
- 鈴木 善九郎 会津若松市大町3の町10
- 片平 忠助 会津若松市本町1の1
- 鈴木 はる いわき市四倉町字東3丁目129
- 東北建設KK 原町市東町3丁目41
- 古小高 三夫 原町市南町1の128
- 古成道雄 東白川郡塙町大字楠田字前の内9
- 野田新 伊達郡伊達町字片町20
- 出羽 耕次郎 いわき市四倉町6丁目78
- 国分 栄 東京都新宿区信濃町33の1

平 島 進 千葉県市川市中国分2丁目3の12
 太 田 豊 秋 原町市信田沢字北関ノ内12

第14節 奨 学 育 英

1 福島県奨学資金貸与制度

この制度は、福島県出身の高等学校、高等専門学校の生徒又は大学の学生でありながら、経済的理由により、修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に貢献することを目的として、昭和27年に発足したものであり、その実施状況は次のとおりである。

(1) 出願資格

- ① 高等学校（福島県内に所在するものに限る）高等専門学校または大学に在学し、品行が正しく学術にすぐれ、身体が強健であること。
- ② ア 高等学校または高等専門学校に在学している者にあっては、福島県内に引き続き6か月以上住所を有すること。
 イ 大学に在学している者は、下記のいずれかに該当し、大学に入学するまで又は大学に入学の目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6か月以上住所を有していた者であること。
 ○福島県内に所在する高等学校を卒業した者。
 ○大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学資格検定に合格した者で、合格当時福島県内に住所を有していた者。
- ③ 経済的理由により、修学が困難であると認められる者であること。
- ④ 学力、収入状態が推薦基準に合致するものであること（重複採用を避けるため、日本育英会が募集している奨学生との併願は認めない）。

(2) 奨学資金の貸与月額

区 分	昭和51年度以前採用者	昭和52年度採用者
高等学校奨学生 高等専門学校	3,000円	国公立 5,000円 私立 7,000円
大学奨学生	7,000円	国公立 11,000円 私立 14,000円

(3) 貸与期間

奨学生の在学する学校の正規の修業期間

(4) 奨学資金の返還

卒業の月の6か月後から起算して7年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還する。なお、利子は無利子とする。

また、貸与期間の満了、退学、奨学資金の借り受け辞退奨学資金貸与制度の廃止の場合も同様とする。

(5) 募 集

昭和52年4月15日から5月14日まで募集期間とし、各高等学校、主要大学及び報道機関を通じて広報した。